

## 議案第27号

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉 村 武 司

## 備前市条例第 号

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

備前市の組織及びその任務に関する条例(平成19年備前市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総合政策部」を「企画財政部」に改め、同条第6号中「日本遺産・観光部」を「産業建設部」に改め、同条第8号中「産業部」を「総合支所部」に改め、同条第9号を削る。

第3条の表以外の部分中「室」を「副市長の直轄による任務並びに室」に改め、同条の表を次のように改める。

### 副市長直轄による任務

- (1) 災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。
- (2) 危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。
- (3) 交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。

### 市長公室

- (1) 市長及び副市長の秘書業務を行うとともに、庁議等に関する横断的な連絡調整を担い、円滑な市政運営を推進する。
- (2) 広聴広報活動を充実し、開かれた市政を推進する。

- (3) 地域の力を高めるためのシティセールスを総合的かつ戦略的に展開する。
- (4) ふるさと納税制度を通じ、本市の魅力を積極的に発信し、応援者及び応援企業の増加を図る。
- (5) 自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。
- (6) 備前焼の技術と伝統を次世代に伝えていくため、備前焼の魅力を国内外に向けて発信する。
- (7) 市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充実を図る。

#### 企画財政部

- (1) 健全かつ計画的な財政運営を確保し、安定した財政基盤を確立する。
- (2) 総合計画等の主要な計画の策定並びに政策の企画及び立案を行い、持続可能で活力あるまちづくりに向けた政策を推進する。
- (3) 時代にふさわしい広域連携を推進する。
- (4) 本市の課題、目指す姿等を、関係部署と共有し、同じ方向性のもと連携する。
- (5) 国際交流を促進し、グローバルな視野を持った人材を育成する。
- (6) 市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。
- (7) 行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。

#### 総務部

- (1) 適正な文書管理を通じて情報公開を推進し、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指す。
- (2) 職員の政策形成能力の向上及び職場の活性化を推進し、充実した行政サービスを提供できる実行力及び意欲のある人材を確保及び育成する。
- (3) 市有財産を適正に管理し、有効な活用を推進する。
- (4) 入札及び契約制度の適正な運用を推進し、設計検査及び工事検査を通じた請負契約等の適正な履行を確保する。
- (5) 市が保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら活用・再編を図る。
- (6) 適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保及び財政運営の安定化を推進する。

#### 市民生活部

- (1) 戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民に身近な行政を推進する。
- (2) 市民活動への支援を行い、行政と市民との協働事業を推進する。
- (3) 全ての人の人権が尊重される明るく住みよい社会を実現する。
- (4) 男女が性別にとらわれず個性及び能力を発揮できる社会づくりを推進する。
- (5) 市政に対する意見等の積極的な収集及び生活環境のきめ細かな支援を推進する。
- (6) ごみの減量及び資源化の促進その他総合的な廃棄物対策を行い、資源循環型社会の構築

を推進する。

- (7) 環境監視体制を充実し、公害発生源への指導、大気及び水環境の保全、啓発等を行うことにより、環境汚染を防止し自然環境の保全を推進する。
- (8) 省資源及び省エネルギー対策の推進並びに新エネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を推進する。

#### 保健福祉部

- (1) 各世代がいきいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民福祉の充実を推進する。
- (2) 健康の保持及び増進のためのサービス提供並びに健康に対する意識の啓発を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を支援する。
- (3) 国民健康保険事業の財政運営の安定化に努め、適正な医療保険を推進する。
- (4) 高齢者等に対する医療費の適正な給付及び助成を推進する。
- (5) 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する。
- (6) 高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスを推進する。
- (7) 医療・福祉・介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進する。
- (8) 高齢者が健康で生きがいをもって生活できる地域社会づくりを推進する。
- (9) 障がい者(児)に対する相談、訓練、日常生活の支援等を行い、障がい者(児)福祉を推進する。
- (10) 生活保護者及び低所得者への支援により、生活自立の援助を推進する。
- (11) 子育ての包括的な支援の充実等により、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

#### 産業建設部

- (1) 農業経営の安定化のため、農業生産基盤の整備及び農地の高度利用、流動化等を促進し、生産性の高い農業を推進する。
- (2) 計画的な森林整備を進め、健全な森林資源の維持増進を図る。
- (3) 水産経営の安定化のため、栽培漁業及び養殖漁業の振興並びに担い手の確保及び育成を図るとともに、漁港及び漁場の整備を推進する。
- (4) 市を代表する個別ブランドの確立や新たなブランドの掘り起こしを推進する。
- (5) 魅力ある商店街の形成及び経営の近代化を推進し、商業の振興を推進する。
- (6) 地場産業をはじめとする市内立地企業の振興に向けた支援、新たな企業誘致、新規産業の創出、起業のための環境整備等を推進し、地域産業の活性化を推進する。
- (7) 就業機会の拡大及び勤労者への支援により、雇用の安定及び勤労者福祉を推進する。

- (8) 地域の特性を生かした有効な土地利用並びに社会経済情勢及び市民意識を反映させた都市計画事業を推進する。
- (9) 自然を生かした身近な公園、都市公園、緑地等の整備を推進する。
- (10) 道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。
- (11) 公営住宅の整備及び充実並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。
- (12) 将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。
- (13) 安全かつ安心で安定した給水を確保する。
- (14) 公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進する。

#### 文化スポーツ部

- (1) 文化活動を促進するとともに、文化芸術の振興及び指導体制の充実を図り、心豊かなまちの形成を推進する。
- (2) 体育施設等の利活用を推進するとともに、地域におけるスポーツの活性化及び指導体制の充実を図ることで市民の体力向上に努め、健康の維持及び増進を促進する。
- (3) 社会教育施設等の利活用の促進するとともに、多様な学習機会の創出及び情報の提供に努め、市民活動団体等と協働し、生涯学習を推進する。

#### 総合支所部

身近な行政サービス及び市政全般に係る一次的な業務を行い、地域に密着した持続可能な行政の推進を図る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(備前市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 2 備前市水道事業の設置等に関する条例(平成17年備前市条例第209号)の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中「都市整備部」を「産業建設部」に改める。

議案第27号参考資料  
備前市の組織及びその任務に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第2条 政策を推進するための組織として、次の室及び部を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>企画財政部</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>産業建設部</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>総合支所部</u></p> <p>(任務)</p> <p>第3条 <u>副市長の直轄による任務並びに室及び部の任務は、次のとおりとし、相互の連携により、一体となつて的確に任務を遂行するものとする。</u></p> <p><u>副市長直轄による任務</u></p> <p>(1) <u>災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。</u></p> <p>(2) <u>危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。</u></p> <p>(3) <u>交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 政策を推進するための組織として、次の室及び部を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総合政策部</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>日本遺産・観光部</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>産業部</u></p> <p>(9) <u>都市整備部</u></p> <p>(任務)</p> <p>第3条 <u>室及び部の任務は、次のとおりとし、相互の連携により、一体となつて的確に任務を遂行するものとする。</u></p>

進する。

市長公室

- (1) 市長及び副市長の秘書業務を行うとともに、庁議等に関する横断的な連絡調整を担い、円滑な市政運営を推進する。
- (2) 広聴広報活動を充実し、開かれた市政を推進する。

(3) 地域の力を高めるためのシテイセールスを総合的かつ戦略的に展開する。

(4) ふるさと納税制度を通じ、本市の魅力を積極的に発信し、応援者及び応援企業の増加を図る。

(5) 自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。

(6) 備前焼の技術と伝統を次世代に伝えていくため、備前焼の魅力を国内外に向けて発信する。

(7) 市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充実を図る。

企画財政部

(1) 健全かつ計画的な財政運営を確保し、安定した財政基盤を確立する。

(2) 総合計画等の主要な計画の策定並びに政策の企画及び立案を行うい、持続可能で活力あるまちづくりに向けた政策を推進する。

(3) 時代にふさわしい広域連携を推進する。

市長公室

(1) 市長及び副市長の秘書業務を行うとともに、庁議等に関する横断的な連絡調整を担い、円滑な市政運営を推進する。

(2) 広聴広報活動を充実し、開かれた市政を推進する。

(3) 地域の力を高めるためのシテイセールスを総合的かつ戦略的に展開する。

(4) 市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。

総合政策部

(1) 総合計画等の主要な計画の策定並びに政策の企画及び立案を行うい、持続可能で活力あるまちづくりに向けた政策を推進する。

(2) 時代にふさわしい広域連携を推進する。

(3) 本市教育の課題、目指す姿等を、関係部署と共有し、同じ方向性

(4) 本市の課題、目指す姿等を、関係部署と共有し、同じ方向性のもと連携する。

(5) 国際交流を促進し、グローバルな視野を持った人材を育成する。

(6) 市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。

(7) 行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。

#### 総務部

(1) 適正な文書管理を通じて情報公開を推進し、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指す。

(2) 職員の政策形成能力の向上及び職場の活性化を推進し、充実した行政サービスを提供できる実行力及び意欲のある人材を確保及び育成する。

(3) 市有財産を適正に管理し、有効な活用を推進する。

(4) 入札及び契約制度の適正な運用を推進し、設計検査及び工事検査

のもと連携する。

(4) 国際交流を促進し、グローバルな視野を持った人材を育成する。

(5) ふるさと納税制度を通じ、本市の魅力を積極的に発信し、応援者及び応援企業の増加を図る。

(6) 災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。

(7) 危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。

(8) 交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。

(9) 行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。

#### 総務部

(1) 適正な文書管理を通じて情報公開を推進し、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指す。

(2) 職員の政策形成能力の向上及び職場の活性化を推進し、充実した行政サービスを提供できる実行力及び意欲のある人材を確保及び育成する。

(3) 健全かつ計画的な財政運営を確保し、安定した財政基盤を確立する。

(4) 市有財産を適正に管理し、有効な活用を推進する。

を通じた請負契約等の適正な履行を確保する。

- (5) 市が保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら活用・再編を図る。
- (6) 適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保及び財政運営の安定化を推進する。

#### 市民生活部

- (1) 戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民に身近な行政を推進する。
- (2) 市民活動への支援を行い、行政と市民との協働事業を推進する。
- (3) 全ての人の人権が尊重される明るく住みよい社会を実現する。
- (4) 男女が性別にとらわれず個性及び能力を発揮できる社会づくりを推進する。
- (5) 市政に対する意見等の積極的な収集及び生活環境のきめ細かな支援を推進する。
- (6) ごみの減量及び資源化の促進その他総合的な廃棄物対策を行い、資源循環型社会の構築を推進する。
- (7) 環境監視体制を充実し、公害発生源への指導、大気及び水環境の保全、啓発等を行うことにより、環境汚染を防止し自然環境の保全を推進する。

- (5) 入札及び契約制度の適正な運用を推進し、設計検査及び工事検査を通じた請負契約等の適正な履行を確保する。

- (6) 市が保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら活用・再編を図る。

- (7) 適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保及び財政運営の安定化を推進する。

#### 市民生活部

- (1) 戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民に身近な行政を推進する。
- (2) 市民活動への支援を行い、行政と市民との協働事業を推進する。
- (3) すべての人の人権が尊重される明るく住みよい社会を実現する。
- (4) 男女が性別にとらわれず個性及び能力を発揮できる社会づくりを推進する。
- (5) 市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充実を図る。
- (6) ごみの減量及び資源化の促進その他総合的な廃棄物対策を行い、資源循環型社会の構築を推進する。
- (7) 環境監視体制を充実し、公害発生源への指導、大気及び水環境の保全、啓発等を行うことにより、環境汚染を防止し自然環境の保全を推進する。



(8) 省資源及び省エネルギー対策の推進並びに新エネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を推進する。

保健福祉部

(1) 各世代がいきいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民福祉の充実を推進する。

(2) 健康の保持及び増進のためのサービス提供並びに健康に対する意識の啓発を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を支援する。

(3) 国民健康保険事業の財政運営の安定化に努め、適正な医療保険を推進する。

(4) 高齢者等に対する医療費の適正な給付及び助成を推進する。

(5) 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する。

(6) 高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスを推進する。

(7) 医療・福祉・介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進する。

(8) 省資源及び省エネルギー対策の推進並びに新エネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を推進する。

保健福祉部

(1) 各世代がいきいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民福祉の充実を推進する。

(2) 健康の保持及び増進のためのサービス提供並びに健康に対する意識の啓発を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を支援する。

(3) 国民健康保険事業の財政運営の安定化に努め、適正な医療保険を推進する。

(4) 高齢者等に対する医療費の適正な給付及び助成を推進する。

(5) 子育ての包括的な支援の充実等により、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

(6) 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する。

(7) 高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスを推進する。

- (8) 高齢者が健康で生きがいをもって生活できる地域社会づくりを推進する。
- (9) 障がい者(児)に対する相談、訓練、日常生活の支援等を行い、障がい者(児)福祉を推進する。
- (10) 生活保護者及び低所得者への支援により、生活自立の援助を推進する。
- (11) 子育ての包括的な支援の充実等により、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

産業建設部

- (1) 農業経営の安定化のため、農業生産基盤の整備及び農地の高度利用、流動化等を促進し、生産性の高い農業を推進する。
- (2) 計画的な森林整備を進め、健全な森林資源の維持増進を図る。
- (3) 水産経営の安定化のため、栽培漁業及び養殖漁業の振興並びに担い手の確保及び育成を図るとともに、漁港及び漁場の整備を推進する。
- (4) 市を代表する個別ブランドの確立や新たなブランドの掘り起こ

- (8) 医療・福祉・介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進する。
- (9) 障がい者(児)に対する相談、訓練、日常生活の支援等を行い、障がい者(児)福祉を推進する。
- (10) 生活保護者及び低所得者への支援により、生活自立の援助を推進する。
- (11) 高齢者が健康で生きがいをもって生活できる地域社会づくりを推進する。
- 日本遺産・観光部
- (1) 自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。
- (2) 備前焼の技術と伝統を次世代に伝えていくため、備前焼の魅力を国内外に向けて発信する。

しを推進する。

- (5) 魅力ある商店街の形成及び経営の近代化を推進し、商業の振興を推進する。
- (6) 地場産業をはじめとする市内立地企業の振興に向けた支援、新たな企業誘致、新規産業の創出、起業のための環境整備等を推進し、地域産業の活性化を推進する。
- (7) 就業機会の拡大及び勤労者への支援により、雇用の安定及び勤労者福祉を推進する。
- (8) 地域の特性を生かした有効な土地利用並びに社会経済情勢及び市民意識を反映させた都市計画事業を推進する。
- (9) 自然を生かした身近な公園、都市公園、緑地等の整備を推進する。
- (10) 道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。
- (11) 公営住宅の整備及び充実並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。
- (12) 将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。
- (13) 安全かつ安心で安定した給水を確保する。
- (14) 公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進する。

文化スポーツ部

- (1) 文化活動を促進するとともに、文化芸術の振興及び指導体制の充実を図り、心豊かなまちの形成を推進する。
- (2) 体育施設等の利活用を推進するとともに、地域におけるスポーツの活性化及び指導体制の充実を図ることで市民の体力向上に努め、健康の維持及び増進を促進する。
- (3) 社会教育施設等の利活用の促進するとともに、多様な学習機会の創出及び情報の提供に努め、市民活動団体等と協働し、生涯学習を推進する。

文化スポーツ部

- (1) 文化活動を促進するとともに、文化芸術の振興及び指導体制の充実を図り、心豊かなまちの形成を推進する。
- (2) 地域におけるスポーツの活性化及び指導体制の充実を図り、市民の体力の増進を推進する。
- (3) 体育施設等の利活用を促進し、市民の健康の維持及び増進を促進する。

産業部

- (1) 農業経営の安定化のため、農業生産基盤の整備及び農地の高度利用、流動化等を促進し、生産性の高い農業を推進する。
- (2) 計画的な森林整備を進め、健全な森林資源の維持増進を図る。
- (3) 水産経営の安定化のため、栽培漁業及び養殖漁業の振興並びに担い手の確保及び育成を図るとともに、漁港及び漁場の整備を推進する。
- (4) 市を代表する個別ブランドの確立や新たなブランドの掘り起こしを推進する。
- (5) 魅力ある商店街の形成及び経営の近代化を推進し、商業の振興を推進する。
- (6) 地場産業をはじめとする市内立地企業の振興に向けた支援、新たな

な企業誘致、新規産業の創出、起業のための環境整備等を推進し、地域産業の活性化を推進する。

(7) 就業機会の拡大及び勤労者への支援により、雇用の安定及び勤労者福祉を推進する。

(8) 公営住宅の整備及び充実並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。

(9) 将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。

#### 都市整備部

(1) 地域の特性を生かした有効な土地利用並びに社会経済情勢及び市民意識を反映させた都市計画事業を推進する。

(2) 自然を生かした身近な公園、都市公園、緑地等の整備を推進する。

(3) 道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。

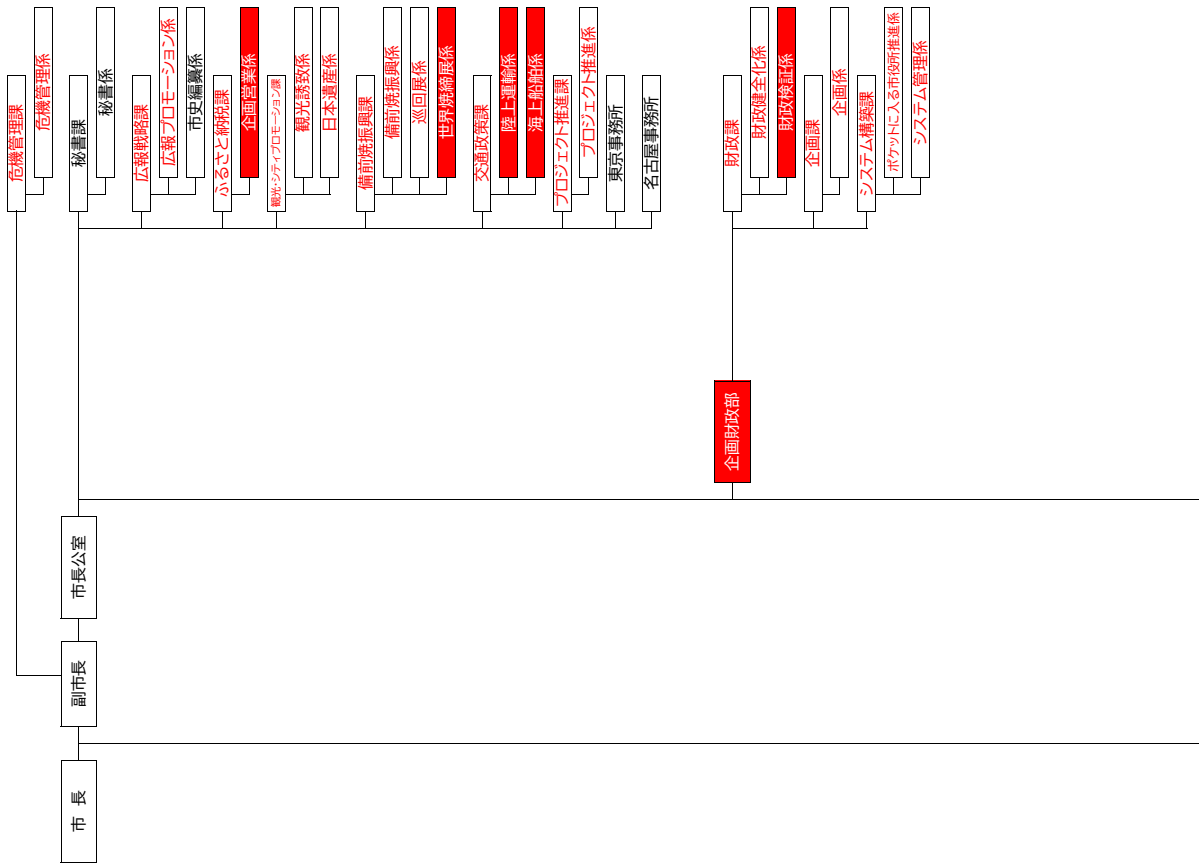
(4) 安全かつ安心で安定した給水を確保する。

(5) 公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進する。

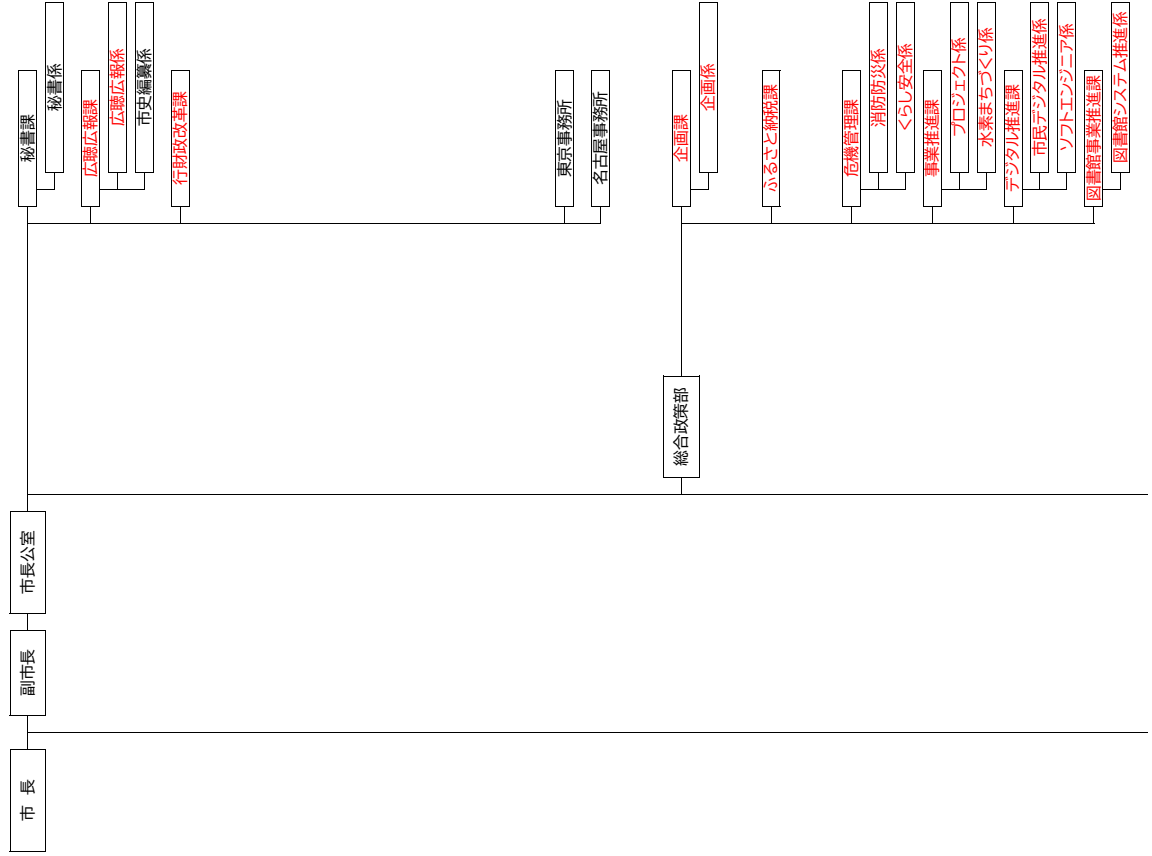
#### 総合支所部

身近な行政サービス及び市政全般に係る一次的な業務を行い、地域に密着した持続可能な行政の推進を図る。

変更(案)



現行



注) 白抜き文字は新設部署、赤文字は名称等変更部署

